

鳥取県公報

四

次

◇知示 青少年に有害な図書類の指定

土地改良事業の認可

保安林の指定の解除予定(二件)

◇公告 液化石油ガス設備土試験の実施

毎週火曜日及び
行 金曜日
發 告白
日 休日
は、
がと田
日は、
かと田
がと田
の翌
當日

指定番号	種別	題	号	発行記号等	類別	表示された発行名
2353	雑誌その他 の刊行物	激盃 本番 人魚の誘惑	G G—ス	G	アリス出版	
2354	"	イヴ・デラックス 夏においしい少女のボボ炒め	E V—9	E F	アリス出版	
2355	"	花淫の宴 こんな少女に限って過激	G G—ス	K	な	し
2356	"	淫乱貴婦人 25時の処女	J G—ス	J	D o企画	
2357	"	タツチ・V O L. 10	T T—9	F	D o企画	
2358	"	メッセージ	M E—9	F	D o企画	
2359	"	裸撫 フィーバー	L F—9	F	D o企画	
2360	"	快楽裏話 告白人 愛玩舞踏会	Z D—9	F	D o企画	
2361	"	ルージュ 濡れた唇に胸さわぎ	G G—ス	5	童里夢社	
2362	"	J u i c y	S J—9	F	童里夢社	
2363	"	THEビデオ 5月号	雜誌 0 3 6 3	2 5	株式会社サン出版	
2364	"	G A L ' S K I S S 5月号	雜誌 1 2 9 2	1 5	三和出版株式会社	
2365	"	ザB E S Tギャル 5月号	雜誌 1 4 0	7 3 5	株式会社新和出版社	
2366	"	アクションカムラ 9月号	雜誌 0 1 4	5 5 9	ワニマガジン社	
2367	"	マスカットノート 9月号	雜誌 0 8 4	5 9	株式会社大西洋書房	

鳥取県告示第七百一〇号
鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号)
第十三条第一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定による告示である。

昭和六十一年八月十二日

鳥取県知事 西尾田 次

昭和61年8月12日 火曜日

鳥取県公報

2368	"	ザ・ベスト 9月号	KKベストセラード 03-9
2369	"	バナナ通信 9月号	雑誌 1-9 株式会社ラン出版
2370	"	漫画ストロング 若妻大乱交 8月増刊号	雑誌 6-9 4-31 翠笠倉出版社
2371	"	漫画スキャンティ 9月号	雑誌 1-8 3-6 有限会社光彩書房
2372	"	劇画ジッパー 9月号	雑誌 03-6 2 考友社出版株式会社
2373	"	劇画コマンド 9月号	雑誌 1-3 3-9 セブン新社
2374	"	漫画エロス 9月号	雑誌 03-6 4 株式会社司書房
2375	"	劇画ナイトUP 9月号	雑誌 1-3 6-1 日本文華社
2376	"	漫画スカット 9月号	雑誌 08-3 8 みのり書房

鳥取県知事第七四四四号
次のようにより保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十一年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西谷字土師坂山九八九の五五から九八九の五九まで、
九五九の六一、九八九の六六から九八九の七一まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七四四四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の一第五項によつて適用する同法第十条第一項の規定に基いて、鳥取市が行う土地改良事業（団体當農道整備事業賀露地区農道整備）を昭和六十一年八月八日認可したので、同法第九十六条の一第七項の規定による告示する。

昭和六十一年八月十一日

鳥取県知事第七四四四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十一年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

1 解除予定に係る保安林の所在場所 東伯郡三朝町大字三徳字尾谷頭一六（次の図に示す部分に限る。）	
11 保安林として指定された目的 水源のかん養	
111 解除の理由 林道用地とするため (「次の図」は、御詔し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置かて縦覧せよ。)	
公 告	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の5の規定により、昭和61年度液化石油ガス設備工事試験を次のとおり実施する。	
昭和61年8月12日	
鳥取県知事 西 尾 邑 次	

(2) 試験科目	
科	目
液化石油ガスに関する基礎知識	1 物理及び化学の基礎知識 2 液化石油ガスの物性
液化石油ガス設備工事に必要な機械、器具又は材料（以下「器具等」という。）に関する知識	1 容器及び容器バルブ 2 調整器 3 ガスマーテー 4 気化装置 5 配管用材料 6 配管用工具 7 その他の器具等
配管理論、配管設計及び燃焼理論	1 配管理論 2 供給設備及び消費設備の設計 3 配管図面の作成及び管理 4 給排気設備の構造及び機能
液化石油ガス設備工事の施工方法	1 配管用材料及び工具の使用方法 2 硬質管の加工及び接続の方法 3 器具等の取付け方法 4 器具等の腐食防止の方法
供給設備及び消費設備の検査の方法	1 気密試験の方法 2 漏えい試験の方法

昭和61年8月12日

鳥取県

供給設備及び消費設備の保安
に関する法令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和43年通商産業省令第14号）並びにその他関係法令

2 技能試験

技能試験は、筆記試験の合格者及び筆記試験の免除者に対して実施する。

なお、筆記試験の免除を受けることができる者は、本県において実施された昭和60年度液化石油ガス設備士試験の筆記試験の合格者である。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日 時 昭和61年11月23日（日）午前10時から

イ 場 所 倉吉市大塚597-1

鳥取県経済農業協同組合連合会倉吉支所家畜市場

(2) 試験科目

ア 配管用材料及び工具の使用

イ 硬質管の加工及び接続

ウ 器具等の取付け

エ 気密試験の実施

オ 漏えい試験の実施

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課保安係に提出すること。

(1) 受験願書

社団法人鳥取県エルピーガス協会に備付けの所定の用紙によること。
なお、筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験の合格者であることを証明する書類を添付すること。

(2) 写 真

受験願書提出前6月以内に撮影した腕帽、正面、上半身像で、縦6センチメートル、横5センチメートルのものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受付期間

昭和61年9月1日（月）から同月10日（水）まで。（郵送による場合は、昭和61年9月10日（水）までの消印のあるものに限る。）

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 12,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受 験 票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験の合格者及び筆記試験の免除者に交付する。

7 そ の 他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857-26-7065）に問い合わせること。